

令和 2 年 度

津 山 市 農 業 委 員 会

(7 月 定 例 会 議 事 録)

令和2年7月10日(金) 14時00分～
津山市役所 2F 大会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (1 9 名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕 恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | |

欠 席 委 員 (0 名)

事 務 局 (9 名)

吉田 局長	高橋 次長	村上 主任	都井 主事
今井 主事	三宅 主査	小椋 主任	濃野 主幹
門村 主事			

議 事

- 議案第 24号 農地法第3条の規定による許可申請承認について（委員会処分）
- 議案第 25号 農地法第4条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 26号 農地転用事業計画変更承認について（市長処分）
- 議案第 27号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（市長処分）
- 議案第 28号 非農地証明願承認について
- 議案第 29号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- 議案第 30号 農用地利用集積計画の承認について
- その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(14:00~)

事務局 長

定刻が参りましたので、令和2年7月の津山市農業委員会定例会を始めます。本日は、委員19名全員のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長をお願いいたします。

日笠 会長

皆さんご苦労さんでございます。私たちにとっては一番最後の委員会になるのでよろしく申し上げます。何人か代わられる方、ご苦労様でした。又、後ほどお伝えします。では、議事に入ります。先に運営委員会申し上げます。

山下 委員長

先ほど開催されました第4回運営委員会について、私から報告させていただきます。今回の運営委員会では、本日の定例会についてなど、事務局から相談、報告等を受けております。個々の案件につきましては、その都度、事務局から説明があると思いますので、よろしく申し上げます。

日笠 会長

以上、運営委員会の報告とさせていただきます。

はい、ありがとうございました。それでは、議事録署名人の指名をさせていただきます。14番の長森委員さんと15番の高山委員さんをお願いいたします。よろしく申し上げます。

事務局 (津山)

それでは、引き続いて議事に入ります。議案第24号農地法第3条の規定による許可申請承認について、説明をお願いします。

失礼します。それでは、議案第24号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区から1件、久米地区から1件、合計8件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから2ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1についてですが、檜の83歳の女性から、同じく檜の62歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-2についてですが、赤磐市の66歳の女性から、鏡野町の83歳農業を営む女性への、増反による所有権移転です。譲受人の住所は鏡野町ですが、農業拠点から申請地までの通作距離は5.5キロと問題なく、また鏡野町にて耕作を行っているとの申出を受けています。鏡野町農業委員会発行の耕作面積証明が添付されており、鏡野町農業委員会事務局に問い合わせたところ、耕作放棄地等もないとのことでした。したがって、農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-3についてですが、上横野の66歳の男性から、下横野の77歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-4についてですが、上横野の71歳の男性から、下横野の77歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

1-5についてですが、岡山市中区の68歳の女性から、上横野の57歳会社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

事務局 (加茂)

津山地区分の説明は以上です。

続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1についてですが、岡山市北区の65歳の男性から、加茂町公郷の72歳、

農業の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

事務局（勝北） 続きまして、勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、大吉の66歳男性から大吉の65歳会社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は別紙調査書のとおりです。

勝北地区の説明は以上です。

事務局（久米） 続きまして、久米地区の説明をいたします。

5-1は中北上の76歳男性から、坪井上の66歳農業を営む男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

議案第24号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。24号の説明がありましたが、地元の委員さんの説明をお願いします。

小島委員 8番小島です。1-1ですけど、受け人は一生懸命農業をされているのでよろしくをお願いします。

日笠会長 はい、次、1-2。

池田委員 1-2、池田です。これは高畑委員と現地確認をしたのですが、その時はまだ全然掃除していなかった。高畑委員に指導をお願いしたところ、完全にきっちりさせておりました。問題ないと思います。

日笠会長 はい、次、1-3。

長森委員 14番長森でございます。1-3と1-4ですけど譲受人が同一ですので同時に説明させていただきます。いずれも高齢でございますが精農家でございます。特に問題はございません。よろしくをお願いします。

続きまして1-5、上横野の農地ですけれども、この方、市議会議員でございますが、両親と共に農業をされているので問題ありません。よろしくをお願いします。

日笠会長 次、加茂。

竹内委員 6番竹内です。2-1で受け人さんは現在しっかり農業をされています。問題ありません。よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、次は勝北。

尾島委員 7番尾島です。4-1についてですが、受け人は精農家でございます。問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

日笠会長 はい、次、久米。

植本委員 16番植本です。5-1につきまして、これも問題ありません。よろしくお願いたします。

日笠会長 今、地元委員の説明がございましたが、皆さん他にありますか。

* ありません。

日笠会長 では賛成の方、挙手をお願いします。

* < 多数、挙手 >

日笠会長 賛成多数ということで、ありがとうございます。

議案第25号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第25号の説明をいたします。今回、津山地区から4件、加茂地区から1件の申請です。議案書のページは、3ページから4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番野村の田、82㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該

当しないため、第2種と判断しています。転用目的は道路及び水路です。転用事業者は、野村にお住いの58歳農業の男性です。隣地との境界が不整形で耕作が不便なため、整形を行うにあたり、既設の道路及び水路を移設するため申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、水路で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-2番高野山西の田、4,520㎡の内1,520㎡、一時転用の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は農地改良です。転用事業者は、志戸部にお住いの50歳会社社員の男性です。申請地は水はけが悪く、育成が悪いため、土を入れ替え、柿を植栽するため、一時転用するものです。転用にあたり、境界部分については、土羽を打ち、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。別所池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。農地改良であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-3番二宮の畑、902㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力39.6kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、名古屋市にお住いの64歳会社社員の男性です。これまで母親と協力し耕作を行っていましたが、母が高齢となり、申請者も名古屋市在住であり、耕作が困難となってきたことから、収益事業として太陽光発電施設を設置するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既設の畦をさらに高く盛り上げ、雨水排水については、自然浸透及び既設の素掘り水路に排出させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないこととあり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-4番河辺の畑、64㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は貸露天駐車場です。転用事業者は、河辺にお住いの55歳自営業の女性です。申請地近くに弟が居住しており、申請地近くの土地を弟に駐車場として貸し付けていますが、その駐車場の上にある居宅の賃借人にその駐車場を貸し付ける必要が生じたことから、代替の駐車場として申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロックを設け、雨水排水については、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

1-5番上田邑の宅地、533㎡の件についてです。農地区分は、農振除外された土地であり、土地改良事業の受益地であることから、第1種と判断しています。転用目的は、倉庫で、施設の概要は、木造平屋建て全高4.4m程度の倉庫1棟及び作業場です。転用事業者は、上田邑にお住いの92歳農業の男性です。農業経営の拡大により、農業用機械を収納するため農業用倉庫を建設していましたが、林業も手掛けていることから、林業用機材も収納するため、申請地を転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存排水設備や法面があり、雨水排水については、自然浸透のほか既存水路で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。田邑土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。加茂。
続きまして、加茂地区の説明をいたします。

2-1 加茂町百々の田、1,430㎡の追認案件についてです。農地区分は、農用地区域内にある農地のため、農用地ですが、用途変更の承認を受けております。転用目的は貸農業用施設で、全高2.2mから5.4m程度の建物9棟です。転用事業者は、東京都東大和市にお住まいの55歳教員の男性です。亡き父が昭和55年頃より農業用施設として使用していたものですが、現在は経営を受け継いでいる義母へ貸付け、使用していたものです。

転用にあたり、周囲は隣接の農地、農道と高低差はなく、また、境界には土羽、法面を設け、雨水排水は自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する形状であることを確認しております。中原水利組合から差し支えない旨の意見書と使用貸借契約の写しの提出を受けております。農用地区域内農地の転用は原則不許可ですが、例外許可規定「農用地利用計画において指定された用途」に該当しており、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第25号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。25号1-1から地元委員さんの意見を聞きたいと思います。

小島委員 8番小島です。1-1, 1-2事務局が説明したとおりです。よろしくお願ひします。

日笠会長 はい、次は1-3ですが二宮の太陽光です。推進委員さん2人から問題ないと聞いております。よろしくお願ひします。

次、1-4。

井家上委員 4番井家上です。1-4の件ですけれども6月の定例会で取り下げをされておられましたけど、この度、色々処理が整いまして、問題ないと思います。よろしくお願ひします。

日笠会長 はい、次。
池田委員 3番池田です。これは家の一部で、建ってから50年経つということです。よろしくお願ひします。

日笠会長 はい、続いて加茂、お願ひします。

竹内委員 6番竹内です。事務局の説明通り問題ありませんのでよろしくお願ひします。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今、議案25号に対して事務局並びに地元委員から説明がありましたが皆さんこれに対してなにかありますか。賛成の方は挙手をお願ひいたします。

* << 多数、挙手 >>

日笠会長 賛成多数ということでありがとうございます。議案第26号農地転用事業計画の変更について、事務局説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第26号の説明をいたします。今回、津山地区から1件の申請です。議案書のページで申しますと、5ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・野村の雑種地2,125㎡と田28㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、草加部に本店を置く資本金の額2,500万円の株式会社で、主な事業は鋼構造物製造業です。申請地において、露天資材置場を整備するため、令和元年12月13日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記を済ませた後、資材置場兼作業所を建設するため、令和2年3月18日付けで農地転用事業計画変更承認を受けましたが、隣地との境界が不整形であることから、整形した土地とするため、事業計画の変更承認申請がなされたものです。

計画の変更にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設け、雨水排水については溜柵を通じて既設水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。第2種農地であり、変更後の転用計画は農地区分から見ても問題ないものと考えられ、また、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度以下であると認

められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。なお、変更後の転用計画につきましては、7ページの議案第27号1-6で改めてご審議頂くようになります。

議案第26号の説明は以上です。

日笠会長 はい。ありがとうございました。地元委員のご意見をお願いします。

小島委員 はい、問題ないと思います。よろしくをお願いします。

日笠会長 はい。ありがとうございました。地元委員と事務局の説明がありました。皆さん問題ありませんか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

《 多数、挙手 》

日笠会長 * 賛成多数ということでありがとうございます。議案第27号農地法第5条に基づく許可申請等について、事務局、説明をお願いします。

事務局（津山） それでは、議案第27号の説明をいたします。

今回、津山地区から所有権移転5件、使用貸借権設定4件、久米地区から所有権移転1件の計10件の申請です。議案書のページは、6ページから8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小原の畑、366㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、北園町にお住いの35歳会社員男性です。現在、アパート住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから申請地に居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北面・東面・南面は宅地で既に擁壁があり、雨水排水については、溜桝を通じて既設排水路に接続し、生活雑排水は公共下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。滝の口水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。

続きまして、1-2番・勝部の田、1,991㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、特定建築条件付売買予定地の建売住宅用地並びに貸倉庫で、施設の概要は、木造2階建て全高8.2m程度の建売住宅6棟及び鉄骨造平屋建て全高4.5m程度の倉庫1棟で、建売住宅の建蔽率は23%です。転用事業者は、志戸部に本店を置く資本金の額500万円の有限会社で、主な事業は宅建業です。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水については、側溝を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画であることを確認しています。勝部水利組合から差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・勝部の田、255.63㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、貸露天資材置場です。転用事業者は勝部にお住いの44歳会社員の男性です。自身が経営する建設会社の業績が順調に伸び、会社南側の土地だけでは手狭となっていることから、会社から近い申請地を露天資材置場として造成し、会社に貸付けるため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、隣接地が造成する際に擁壁を設けることから、それを利用し、雨水排水は、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。勝部水利組合から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ると問題ないものと考えます。

続きまして、1-4番・紫保井の畑、278㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、小原にお住いの29歳会社員と30歳

会社員のご夫婦です。現在、アパート住まいですが、子供の成長に伴い手狭となり、妻の母から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック及び擁壁を設置し、雨水排水については、雨水枡を設け、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。紫保井町内会から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-5番・野村の田、303㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高7.7m程度の居宅1棟で、建蔽率は22%です。転用事業者は、高野本郷にお住いの30歳団体職員の男性です。現在、アパート住まいですが、子供の成長に伴い手狭となり、将来のため、祖母から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-6番・野村の田、28㎡、所有権移転の件についてです。この件につきましては、先ほどの議案第26号1-1番の事業計画変更であった雑種地及び田について、計画変更承認を前提に申請されたものです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、草加部に本店を置く資本金の額2,500万円の株式会社で、主な事業は鋼構造物製造業です。隣地との境界が不整形であることから、整形した土地とするため、申請地を計画に組み入れるため転用するものです。転用にあたり、境界部分についてはコンクリート擁壁を設け、雨水排水については溜枡を通じて既設水路に接続し、生活雑排水は浄化槽を通じて既設水路に接続するなど、土砂流出等、周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-7番・高野山西の田、372㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高3.9m程度の居宅1棟で、建蔽率は30%です。転用事業者は、高野山西にお住いの33歳会社員の男性です。現在、実家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったことから、父から申請地を借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリート擁壁を設置し、雨水排水については、既存排水路に接続し、生活雑排水は合併処理槽にて処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。山西水利組合から、差し支えない旨の承諾書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

続きまして、1-8番・二宮の田、199㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.2m程度の居宅1棟で、建蔽率は27%です。転用事業者は、二宮にお住いの41歳会社員の女性です。現在、実家に両親と同居していますが、独立して生計を営むため、実家に隣接する申請地を父から借り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側にコンクリートブロック擁壁、西側と南側にフリュームを設け、雨水排水については、排水路を集水枡に接続し、生活雑排水は合併処理浄化槽に接続して処理するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっ

日 笠 会 長
事 務 局 (久 米)

ています。灘池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-9番・河面の畑、198㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は河面にお住いの48歳病院職員の男性です。自宅の駐車場が不足しており、自宅から離れた土地を借り受けていますが、自宅近隣の申請地を譲り受け、露天駐車場とするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、既存の法面を維持し、雨水排水は、自然浸透で対処するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の同意書の提出を受けております。他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

はい。ありがとうございます。続いて久米。

続きまして、久米地区分の説明をいたします。

5-1番・油木北の田、498㎡、所有権移転の件についてです。

農地区分は、農振除外された土地ですが、土地改良事業はされておらず、周囲の状況から第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.3m程度の居宅1棟で、建蔽率は23%です。転用事業者は、愛媛県松山市にお住いの32歳自営業の男性です。将来、両親の世話や農業を引き継ぐことを考え、実家に隣接する申請地を祖母から譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、北側に新設水路を設け、雨水排水については、排水路および沈殿槽を通じて既存水路に接続し、生活雑排水については、汲み取り便槽を設けるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。油木北町内会から差し支えない旨の意見書の提出を受けています。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第27号の説明は以上です。

日 笠 会 長
大 山 委 員

はい、ありがとうございました。地元委員の意見をお願いします。

大山です。1-1から1-4につきまして説明いたします。

1-1の小原の件であります。住宅地の真ん中ということで問題ないように思います。

1-2につきましては、これも県道沿いで住宅が建ち並ぶところなので問題ないと思います。

1-3についてもその隣の土地ということで問題ありません。水路の面につきましても同じで山もありませんので日当たりの面でも問題ありません。

1-4につきましても問題はありません。以上です。

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。

8番小島です。3件とも事務局の説明通りで問題ありません。

1-5、特に問題ありません。

1-6こちらも問題ありません。

1-7も問題ないと思います。よろしく願いいたします。

日 笠 会 長

はい、ありがとうございました。

1-8につきまして、推進委員から問題ないと聞いております。

次、1-9。

井 家 上 委 員

4番井家上です。1-9の件ですけれども周りに住宅もあります。それから、この土地は3角形の土地できれいに管理されております。駐車場として利用したいということで問題ないと思われれます。よろしく願いいたします。

日 笠 会 長
太 田 委 員

はい、ありがとうございました。久米。

2番太田です。5-1について、両親の隣に若い人が家を建てるとということで推進委員から問題ないと聞いております。よろしく願いいたします。

日笠会長	はい、ありがとうございました。皆さん、これについて何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	それでは、ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いします。
日笠会長	《 多数、挙手 》
大山委員	賛成多数で、承認したいと思います。ありがとうございました。続きまして、議案第28号非農地証明願承認について、筆頭者の方は説明をお願いします。
	1区大山です。1-1、1-2について説明します。
	1-1は志戸部で農地法を知らず家を建て替えた。志戸部にある農地に家を建ててしまって現在に至っているということでもあります。
	1-2は同じく志戸部ですがこれも平成3年に車庫を作ったということでこれも致し方ないということですのでよろしくお願いします。
日笠会長	続いてお願いします。
小島委員	8番小島です。1-3ですけど、20年ほど前から道路として使用しているのでよろしくお願いします。
日笠会長	はい、次。
高山委員	15番高山です。1-4ですけど、神社の境内ですが農地のまま残っているということなので6月22日に森本推進委員さんと現地を確認しました。そこに石碑がありまして平成10年頃の神社の大改修の時に駐車場として奉納したということなのでよろしくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。次。
小島委員	8番小島です。1-5ですけど、これ米屋さんなんですけど、亡くなられたおじいさんが田植え機、トラクター、トラックの駐車場として使っておりました。もう長い年数がたっていますのでよろしくお願いします。
日笠会長	1-6、私からですが畑を無断転用で家を建てていた。角が残っているのでよろしくお願いします。
	それでは次。
長森委員	14番長森です。1-7なんですけど、20年ほど前に家を建てたということなので、致し方ないということですのでよろしくお願いします。
日笠会長	続いて加茂。
山下委員	11番山下です。庭の一部として使ったということなので仕方ないと思います。よろしくお願いします。
日笠会長	続いて勝北。
尾島委員	4-1、4-2について説明します。7番尾島です。
	4-1ですけれども平成19年ごろから耕作をされてられなくて、原野や宅地になっておりますので致し方無いと思います。
	よろしくお願いします。4-2、奥津川ですけれども昭和60年ごろに母屋を建てられてから、地目を変えていないということなので致し方ないと思います。よろしくお願いします。
日笠会長	続いて4-3。
松尾委員	10番松尾が説明します。4-3ですが昭和30頃年から庭と農業用倉庫が建っています。仕方ないと思います。よろしくお願いします。
	4-4についても昭和60年頃から駐車場になっており、仕方ないと思います。よろしくお願いします。
日笠会長	はい、ありがとうございました。皆さん、これについて何かありますか。
* 日笠会長	ありません。
* 日笠会長	ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。
日笠会長	《 多数、挙手 》
日笠会長	賛成多数ということでありありがとうございました。続きまして、耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、説明をお願いします。

大 山 委 員	1 区大山です。1－1について説明します。野介代の件ですけれども、数年、10年以上農作業をされておらず、これは山林化の様相があるということです。
	1－2、靱保の件ですがこれも山の中に畑があって数年前からなにもされていないということでもあります。以上です。
日 笠 会 長	続いて1－3。
高 山 委 員	15番高山です。1－3については父親が亡くなられて、息子さんは綾部を離れられておりますし、維持管理ができず原野化しておるのが現状であります。仕方ないと思います。今回相続登記だったので証明をするようにいたしました。
日 笠 会 長	続いて1－4。
長 森 委 員	14番長森です。西田辺の件ですけれども山林化しているのですが、4年程前、津山市内の荒れている農地を農地から外した時にここだけ残ったんだと思います。よろしくをお願いします。
日 笠 会 長	続いて加茂。
竹 内 委 員	6番竹内です。2－1ですが山林原野化しておりまして耕作できない状態です。
日 笠 会 長	はい、ありがとうございました。皆さん、賛成していただけますか。
	はい。
日 笠 会 長	では賛成の方は挙手をお願いいたします。
	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	続きまして、議案第30号農用地利用集積計画の承認について、説明をお願いします。
事 務 局	議案第30号農用地利用集積計画の承認についての説明いたします。議案書のページは、14ページから17ページです。14ページに集計表を載せております。
	今回の利用権設定は、貸借権設定によるものが津山地区2件、阿波地区4件、勝北地区4件、久米地区12件の計22件、所有権移転によるものが1件です。
	以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。
	議案第30号の説明は以上です。
日 笠 会 長	ご質問ご意見はございませんか。ないようでしたら、賛成の方は挙手をお願いいたします。
	《 多数、挙手 》
日 笠 会 長	賛成多数ということで、承認といたします。
	そうしたら、委員さん、事務局から他に審議の必要なことがありませんか。
事 務 局	ありません。
日 笠 会 長	それでは事務局から次回の日程をお願いします。
事 務 局	事務局から委嘱式の日程等について連絡させていただきます。
	委嘱式ですが、7月20日月曜日午前9時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。委嘱式ですが、7月20日月曜日午前9時より、市役所本庁舎2階大会議室で行います。
	引き続き、お世話になります農業委員さんにつきましては、ご出席くださいますようお願いいたします。事務局からの連絡は、以上です。
日 笠 会 長	ありがとうございました。これもちまして、定例会を終了いたします。

(14:45 終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 ①

署名委員 ①
